平成２１年（フ）第８４５号
大阪府岸和田市上松町329番地の12、前住所大阪府岸和田市作才町193番地の１ソルシエール408号
債務者　羽生　佳史
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８５３号
大阪府泉大津市なぎさ町２番６―704号
債務者　小原　　修
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８５５号
大阪府泉南郡熊取町希望が丘１丁目18番20号
債務者　上垣　智英
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８６２号
大阪府泉南市樽井６丁目27番５号
債務者　森下かなみ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８６５号
大阪府泉佐野市日根野3234番地の８
債務者　松本千亜紀
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８７１号
大阪府泉大津市池浦町２丁目７番７号セピアフラッツ201号
債務者　國光　涼子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８７３号
大阪府泉佐野市鶴原280番地見出住宅８―403、前住所兵庫県尼崎市食満７丁目19番８号中村鶴翔ビルⅡ３Ｆ
債務者　塗塀みどり
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８７４号
大阪府貝塚市堀２丁目20番１―304号
債務者　西川　節子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８７５号
大阪府岸和田市北町13―22ゾンネレオ303号、住民票上の住所大阪府泉北郡忠岡町馬瀬２丁目５番37号
債務者　山口　幸恵
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８７６号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地４棟205号
債務者　川崎　優行
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８７７号
大阪府和泉市葛の葉町468番地の７
債務者　木村　藤子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８７８号
大阪府和泉市伏屋町５丁目８番17―406号
債務者　市山喜代美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８８１号
大阪府和泉市池田下町1130番地の１ピュアビレッジ102号
債務者　浅井　成美（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８８２号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡南３丁目11番25号エルフローラ306、前住所大阪府堺市西区平岡町254番地２ルナコート向ヶ丘104号
債務者　高橋リカルドこと　ＴＡＫＡＨＡＳＨＩ　ＲＩＣＡＲＤＯ　ＡＬＥＸＡＮＤＲＥ　ＣＯＲＲＥＡ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８８５号
大阪府岸和田市小松里町2193番地ボンソワールⅡ302号
債務者　木村　幸祐（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８８６号
大阪府岸和田市野田町１丁目15番28―703号
債務者　山本フクヱ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
兵庫県加西市北条町北条781番地の４
債務者　河合　晶子（旧姓荒瀬）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
神戸地方裁判所社支部